**1．暫定プランの取り扱いについて**

令和3年9月1日

**☆**暫定プランの作成が想定される場合

１．新規申請中の方が、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合

　２．要介護等認定者が、区分変更申請の認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合

　３．要介護等認定者が、更新申請の認定結果が認定有効期間までに確定しない場合

**☆**暫定プランの作成に係る留意事項

1. 要介護の認定を受けたにもかかわらず、事前に「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」を提出していなかった場合は、現物給付ができず、居宅サービスに係る費用の全部を一旦利用者が負担することになります。利用者が必要な手続きを行うことにより、償還払いとなる場合があります。【介護保険法第41条第1項、第6項】
2. 要支援の認定を受けたにもかかわらず、事前に「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を提出しなかった場合は、介護予防サービスに係る費用の保険給付はできません。【介護保険法第53条第1項】

（３） **総合事業のサービスには自己作成の取り扱いはありませんので十分注意してください。**

**総合事業における介護予防ケアマネジメントは、第1号介護予防支援事業として地域包括支援センターによって行われるものとされており、ケアプランの自己作成に基づくサービス事業の利用は想定していません。**

【老発0605第5号　介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン】

（４） 認定結果が非該当になったり、想定していた要介護度等よりも軽くなったときは、介護サービスに要する費用の全部又は一部が自己負担になる場合があることについて、あらかじめ利用者や家族に十分に説明してください。

（５） 認定結果が「要支援」「要介護」のどちらになった場合でも利用者に給付がなされるように介護予防支援業務を受託している指定居宅介護支援事業所が暫定プランを作成することが望ましいです。（見込み違いが生じた場合を想定し、必要に応じて「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」又は「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」もしくはその両方を提出して下さい）

（６）要支援の方が区分変更等で明らかに要介護者であると思われる時には、利用者に説明し同

意を得たうえで、地域包括支援センターより居宅介護支援事業所へ情報提供します。その際居宅介護支援事業所は、区分変更日またはサービス開始前までに居宅サービス計画届出を給付係に提出し、暫定プランの作成を行います。

（７） 暫定プランの作成時においても、「沖縄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」第16条に基づく一連の業務（以下「一連の業務」とする）が必要となります。

※暫定プランのサービス担当者会議で、「見込みどおりの介護度が出て、サービス内容に変更がない場合は暫定プランを本プランとする」ことが検討されている場合は、本プランに係るサービス担当者会議を省略することができます。

**☆**認定結果が出てからの対応

1. 想定していた要介護度等と認定結果が同一の場合

（ア）暫定プラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定プランの内容のまま本プランへ移行する場合

　　　・改めて一連の業務を行う必要はないが、同一様式に必要事項を見え消しで訂正する等に

より暫定プランがそのまま本プランに移行したことが分かるようにする。

・上記について利用者又はその家族に説明の上、再度利用者の同意を得て（日付・署名・

捺印）支援経過にも記録する。

・利用者の同意を得た本プランを、利用者及び居宅サービス事業者に交付する。

1. 暫定プラン作成後、利用者の状態・サービス内容に変更がある場合

・認定結果が出た後、速やかに一連の業務を行う。

２．想定していた介護区分と認定結果が異なった場合

　　　平成18年4月改定関係Ｑ＆Ａ（vol.2）問52に準じ、暫定プランを利用者本人が作成した

もの（自己作成）とみなして取り扱うこととします。詳細は別紙『暫定プランを「自己作成」

とみなす場合の取り扱いについて』を参照してください。なお、本取扱いは生活保護受給者

は対象外となりますのでご注意ください。

※「自己作成」は、本来は家族や本人のセルフマネジメントのための制度です。暫定プラン

の作成は、できるだけ介護予防支援業務を受託する居宅介護支援事業所で対応していただ

くようお願いします。

**2．暫定プランを「自己作成」とみなす場合**

**の取り扱いについて**

**（※生活保護受給者は除く）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和2年7月1日

要介護・要支援認定の新規申請、区分変更申請など、認定申請後に要介護度（要支援度）が確定するまでの間のいわゆる暫定ケアプランの取り扱いについては、平成18年4月改定関係Ｑ＆Ａ（vol.2）問52に準じて取り扱うこととします。

注意！！

**ただし、下記期間中に「自己作成届」が提出されている場合に限ります**。

1. 新規・区分変更申請時　　　申請月中
2. 更新時　　　　　　　　　　認定有効期間の末月中

　　　　　　　　　　　（例：有効期間が令和2年3月31日の場合→令和2年3月中）

【参考】

　　平成18年4月改定介護報酬Q＆A　Vol.2　問52

（平成18年3月27日介護制度改革INFORMATIONより抜粋）

　【問52】

　　　　要介護・要支援認定の新規申請、区分変更申請など、認定申請後に要介護度（要支援度）が確定するまでの間のいわゆる暫定ケアプランについては、どこが作成し、また、その際には、介護給付と予防給付のどちらを位置付ければよいのか。

　【回答】

　　　　いわゆる暫定ケアプランについては、基本的にはこれまでと同様とすることが考えられる。したがって、要介護認定又は要支援認定を申請した認定前の被保険者は、市町村に届出の上で、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に暫定ケアプランを作成してもらい、又は自ら作成し、当該暫定ケアプランに基づきサービスを利用することが考えられる。

　　　　その際、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）は、依頼のあった被保険者が明らかに要支援者（要介護者）であると思われるときには、介護予防支援事業者（居宅介護支援事業者）に作成を依頼するよう当該被保険者に介護予防支援事業者を推薦することが考えられる。また、仮に居宅介護支援事業者において暫定ケアプランを作成した被保険者が、認定の結果、要支援者となった場合については、当該事業者の作成した暫定ケアプランについては、当該被保険者が自ら作成したものとみなし、当該被保険者に対して給付がなされないことがないようにすることが望ましい。

　　　　なお、いずれの暫定ケアプランにおいても、仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう介護予防サービス事業者及び居宅サービス事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置付けることが考えられる。

※詳細については、次ページ具体的取り扱い事項参照

**《具体的取り扱い事項》**

1. 見込み：要支援　→　認定結果：要介護

　　　・地域包括支援センターが暫定プランを作成し、月をまたぎ要介護認定となった場合、地域包括支援センターの作成した暫定プランを利用者本人が作成したもの（自己作成）とみなし、給付係で給付管理を行う。

（２）見込み：要介護　→　認定結果：要支援

・居宅介護支援事業所が暫定プランを作成し、月をまたぎ要支援認定となった場合、当該事業所の作成した暫定プランを利用者本人が作成したもの（自己作成）とみなし、給付係で給付管理を行う。

（３）見込み：要介護　→　認定結果：要介護

（現在要支援で区変）

・介護予防支援業務を受託する居宅介護支援事業所が見つからない等、やむを得ない事情が発生した場合、区分変更を申請した月の給付管理を行える居宅介護支援事業所がないため、暫定プランを利用者本人が作成したもの（自己作成）とみなし給付係で給付管理を行う。

注意！！

**生活保護受給者に関しては、本取扱いの対象外となります。**生活保護受給者の取り扱いについては保護課に確認してください。

**※　「自己作成」とみなすことが可能かどうか判断に困った場合は、必ず介護保険課給付係にお問い合わせください。**

**※　上記はあくまでも現時点（令和2年7月1日）での取り扱いであり、今後変更する可能性があります。**

**☆**提出書類

「自己作成」とみなすことが見込まれるケースについては、以下の書類を提出してください。

１．事前に提出が必要なもの

①**ケアプラン**

・要支援の場合・・・**介護予防サービス・支援計画書、サービス担当者会議の要点、経過記録**

・要介護の場合・・・**アセスメント、暫定プランの1～5表**

※暫定プランを立て、一連の業務が適切に行われているかを給付係にて確認します。

②**自己作成届**

・居宅サービス計画作成依頼届出書の事業所名に「自己作成」と記入する。

・利用者から自己作成にする旨の同意を得ること。

1. 請求月の前月の末日までに提出が必要なもの

①**利用票・別表（予定の入ったもの）、提供票・別表**

・居宅介護支援事業所名に「自己作成」と記入する。

 　 　・給付係から確認印を押された提供票をサービス事業所に交付する。

・利用票に実績を入れて、給付係へ再提出する。

|  |
| --- |
| 沖縄市介護保険課給付係電話　　098-939-1212（内線　3145・2085） |

**☆「自己作成」とみなすことが想定されるパターンについて☆**

**（１）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ｐ４「具体的取り扱い事項」より）**

　　　12/15に新規または区分変更申請。

地域包括支援センターが要支援1又は要支援2を見込んで暫定プランを作成。

月をまたぎ、1/20に認定結果が「要介護」となった。

サービス利用

12/15 　　　　 　12月末 1/20　　　 1/31

⑦居宅介護支援事業所にて給付管理

1. 介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出

・地域包括支援センターと契約

・担当者会議の実施

⑥居宅サービス計画作成

③月末までに委託先が見つからない・認定が月をまたぎそうな場合は「自己作成届出」提出

⑤居宅サービス計画作成依頼（変更）届出

・居宅介護支援事業所と契約

④包括より居宅介護支援事業所へ引き継ぎ

・担当者会議の実施

②暫定プラン作成

要介護認定

**≪地域包括支援センターの支援内容≫**

1. 介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出を給付係へ提出（給付係は提出された日で仮受理）※区分変更時、更新時は除く
2. 一連の業務を行い、サービスの提供を開始する
3. 月末までに委託先の居宅介護支援事業所が見つからない場合で、認定が月をまたいで下りそうな場合は「自己作成届出」と介護予防サービス・支援計画書、サービス担当者会議の要点、経過記録を給付係へ提出する
4. 認定結果を確認後、速やかに居宅介護支援事業所へ引き継ぐ

※要支援ではないので地域包括支援センターでは給付管理はできないが、自己作成となるため12月の提供票・利用票を給付係へ提出

**≪引き継いだ後の居宅介護支援事業所の支援内容≫**

1. 給付係へ居宅サービス計画作成依頼（変更）届出の提出を行う（提出した日付で受理）
2. 一連の業務を行う
3. 12月のケアプラン作成については自己作成扱いとなる。1月分については給付管理を行う。

※居宅介護支援事業所は、認定結果が出てから契約をすることになるので、12月分についての給付管理はできない

**（２）**

　　　12/15に新規または区分変更申請。

　　　受託していない居宅介護支援事業所が要介護を見込んで暫定ケアプランを作成。

　　　月をまたぎ、1/20に認定結果が「要支援」となった。

サービス利用

12/15 　12月末 1/20 　　　 1/31

⑦地域包括支援センターにて給付管理

③認定が月をまたぎそうな場合は「自己作成

届出」提出

1. 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出

⑤介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出

・地域包括支援センターと契約

要支援認定

④居宅介護支援事業所より地域包括支援センターへ引き継ぎ

・担当者会議の実施

⑥介護予防サービス計画作成

・担当者会議の実施

②暫定プラン作成

**≪居宅介護支援事業所の支援内容≫**

1. サービス開始前に居宅サービス計画作成依頼（変更）届出を給付係へ提出（給付係に提出した日で仮受理）※区分変更時、更新時は除く
2. 一連の業務を行い、サービスの提供を開始する
3. 認定が月をまたぎ遅延する場合は「自己作成届出」とアセスメント・ケアプラン1～5表を給付係へ提出
4. 認定結果を確認後、速やかに地域包括支援センターへ引き継ぐ

※要介護ではないので、居宅介護支援事業所では給付管理ができないが、自己作成となるため12月の提供票・利用票を給付係へ提出

**≪引き継いだ後の地域包括支援センターの支援内容≫**

1. 給付係へ介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出を行う（給付係は提出された日で受理）
2. 一連の業務を行う
3. 12月のケアプラン作成については自己作成扱いとなる。1月分については給付管理を行う。

※地域包括支援センターは、認定結果が出てから契約をすることになるので、12月分についての給付管理はできない